# 社会福祉施設等の利用者等のために使用される自動車について

社会福祉施設の設置者が、施設利用者の送迎等のために使用する自動車について、 自動車税及び自動車取得税が軽減されます。

#### 対象事業者及び対象自動車

(1) 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業で利用者 を入所させ、又は通所させて実施するものを**経営する者が所有する自動車**で次 に掲げるもの

主としてその者が設置し、又は運営する施設に入所する者の病気、歯科治療の通院等のために使用する自動車

入所者の作業訓練、生活訓練等のために乗車させる場合も含みます。

主としてその者が設置し、又は運営する施設に通所する者の送迎のために使用する自動車

主として 及び のために使用する自動車

- (2) 公民館等の施設に利用者を通所させて行う社会福祉のための事業(社会福祉 法の社会福祉事業に相当する事業に限る。)を実施する社会福祉協議会が所有 する自動車で、主として当該施設に通所する者の送迎のために使用する自動車
- (3) 小規模作業所を運営する者で当該小規模作業所を運営する事業に関し**県の補助を受けるものが所有する自動車**で、主として当該小規模作業所に通所する者の送迎のために使用する自動車
  - 「小規模作業所を運営する事業に関し県の補助を受ける者」とは、次のいずれかの 者をいうものです。
  - (ア) 県の健康福祉部障害福祉課において策定する「青森県地域生活支援事業費等補助金交付要綱」(地域生活支援事業のうち社会参加促進事業に関するもので、かつ、地域活動支援センターへの移行計画を作成し、市町村障害福祉計画に盛り込まれた実利用人員5人以上10人未満の小規模作業所を経営する者に係るものに限る。)に基づき、市町村を通じて県の補助を受ける者
  - (イ) 県の健康福祉部障害福祉課において策定する「青森県障害者自立支援特別事業費補助金交付要綱」(小規模作業所緊急支援事業に係るものに限る。)に基づき、事業所等を通じて県の補助を受ける者

「主として~のために使用する」とは、その自動車の使用回数のうちに占める通院等のために使用する割合が、少なくとも2分の1以上であることをいいます。

## 申請手続

軽減を受けるためには、次の書類等を**東青地域県民局県税部に提出**しなければなりません。

# (1)~(3)共通

- ・申請書(各地域県民局県税部に備え付けてあります。)
- ・自動車検査証の写し
- ・写真(前後左右各1枚)
- ・運行日誌(6か月分)
- ・所有権留保車の場合は割賦契約書の写し

#### さらに~

- (1)の申請については次の書類を加えて提出してください。
- ・定款及び登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・申請する自動車を利用する事業の年間事業計画書
- ・パンフレット等(施設概要、事業内容、定員等)その他参考となる資料
- ・通所介護事業者の指定通知書の写しなど
- (2)の申請については次の書類を加えて提出してください。
- ・定款及び登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・申請する自動車を利用する事業の年間事業計画書
- (3)の申請については次の書類を加えて提出してください。
- ・自動車の所有者が作業所を運営していることがわかる書類
- ・作業所の施設・事業の概要などが書かれた書類
- ・補助金決定通知書の写し

#### 運行日誌記載要領

対象自動車に該当するかどうか判断するため、運行日誌には以下の事項を記載してください。

- (ア)運行月日
- (イ)運転時間
- (ウ)運転者
- (エ)使用目的
- (オ)同乗者の氏名
- (カ)行先(用務先)
- (キ)今回走行キロ数
- (ク)累計走行メーター数

については、施設~用務先~施設を一行程として記載してください。

1日に複数回利用する場合(例えば午前一往復、午後一往復)はそれぞれ一行程として記載してください。

用務先については、通院・通所以外の用務先ももれなく記載してください。

#### 留意事項

運行日誌記載要領 の記載事項が記載された運行日誌であれば様式は問いません。申請以前より使用している独自の運行日誌があればそちらを添付書類として提出してください。

(ただし、独自の日誌を利用して申請をする場合で運行日誌記載要領 の記載事項を満たしていない場合は、申請前に東青地域県民局県税部までお問い合わせください。)

今まで運行日誌を記載していない場合は、運行日誌を除く添付書類について先 に提出し、後日6か月分の運行日誌を追加提出してください。

申請書の提出は、来所・郵送のどちらでも構いません。ただし、郵送の場合は 課税免除申請についての問合せ窓口、担当者名等をお知らせください。

その他、ご不明な点は東青地域県民局県税部までお問い合わせください。

## 【運行日誌記載例】

### 運行日誌

#### 平成 21 年 10 月

月日	時間	運転者	使用目的	同乗者	行先	今回走行扣数	累計走行メーター数
	9:00~	佐藤	通院	田中	A 病院	15km	20,537km
10/1	11:30		給油		給油		
	10:00 ~	佐藤	事務用務	無し	B銀行	8km	20,545km
10/2	11:45						
	9:30 ~	佐藤	通院	鈴木・山田	A 病院	22km	20,567km
10/7	11:30		事務用務		市役所		
	8:10~	佐藤	通所	木村・高橋	油川	27km	20,594km
10/8	10:10			工藤	新城		
					三内		
	15∶50 ~	佐藤	通所	木村・工藤	油川	20km	20,614km
"	17:20				新城		

# 軽減される自動車税・自動車取得税

## 自動車税

申請を受け付けた年度以後(1)から(3)のいずれかの用途に使用される期間に対応する年度分の自動車税(全額)を免除します。

ただし、(3)に掲げる自動車に係る自動車税については、補助金の交付を受ける 年度に対応する年度分の自動車税に限ります。

## 自動車取得税

自動車税が免除される自動車の取得に対して課する自動車取得税(全額)を免除します。

詳しくは、東青地域県民局県税部にお問い合わせください。

名称	電話番号	所在地
東青地域県民局県税部	代表:017-722-1111(内6617)	₹030-8530
課税第三課	直通:017-734-9974	青森市新町2丁目4-30
	FAX: 017-773-1371	県庁舎北棟3階

青森県・地域県民局県税部